

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県税事務所長への委任) 第七条 (略) 一・二 (略) 三 (略)</p> <p>(一) 第一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による納税貯蓄組合又は納税貯蓄組合連合会の規約の届出の受付</p> <p>(二) 第一条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による納税貯蓄組合又は納税貯蓄組合連合会の規約の謄本の送付</p> <p>(三・四) (略)</p> <p>(保健所長への委任) 第九条 (略) 一八十八 (略) 八十九 (略)</p> <p>(一) (四) (略)</p> <p>(五) 第五十三条第二項の規定による第十五条第二項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第十七条第二項の規定により認定を受けた適合施設の設置者等に対する必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出の要求又はこれらの者の事業所等への立入調査若しくは従業者への質問</p> <p>(六) 第五十三条第五項の規定による第十五条第二項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第十七条第二項の規定により認定を受けた適合施設の設置者等に対する輸出証明書の発行の取消し</p> <p>九十一 九十三 (略)</p> <p>(食肉衛生検査所長への委任) 第十条 (略)</p>	<p>(県税事務所長への委任) 第七条 (略) 一・二 (略) 三 (略)</p> <p>(一) 第一条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による納税貯蓄組合又は納税貯蓄組合連合会の規約の届出の受付</p> <p>(二) 第一条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による納税貯蓄組合又は納税貯蓄組合連合会の規約の謄本の送付</p> <p>(三・四) (略)</p> <p>(保健所長への委任) 第九条 (略) 一八十八 (略) 八十九 (略)</p> <p>(一) (四) (略)</p> <p>(五) 第三十八条第二項の規定による第十五条第二項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第十七条第二項の規定により認定を受けた適合施設の設置者等に対する必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出の要求又はこれらの者の事業所等への立入調査若しくは従業者への質問</p> <p>(六) 第三十八条第五項の規定による第十五条第二項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第十七条第二項の規定により認定を受けた適合施設の設置者等に対する輸出証明書の発行の取消し</p> <p>九十一 九十三 (略)</p> <p>(食肉衛生検査所長への委任) 第十条 (略)</p> <p>一 食品衛生法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(食鳥処理場に係るものに限る。)</p>

一 (略)
一 第三条の規定による食鳥処理の事業の許可

二 第六条第一項の規定による変更の許可

三 第六条第三項の規定による軽微な変更の届出の受理

四 第七条第二項の規定による食鳥処理業者の地位の承継の届出

五 (一) (略)

三二 (略)

(一) (略)

五 第五十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問

六 第五十三条第五項の規定による輸出証明書発行の取消し
四 (略)

第十三条 (農林水産事務所長への委任)
一 (略)

二 新規就農者育成総合対策実施要綱等に基づく市町村経営発展支援事業計画等、研修計画(就農準備資金のうち、県全域を対象とする)が認められた研修機関が行う研修に係るものを除く。)及びサポート体制構築事業実施計画(県全域を対象とする)が認められた研修機関が行う事業に係るものを除く。)の承認
二の二 一 (略)

(一) 第二十八条第一項の規定による報告の要求、臨検検査及び収去
(二) 第五十四条の規定による食品、添加物等の廃棄その他の措置命令

二 (略)
一 第三条の規定による食鳥処理の事業の許可(第十六条第二項に規定する認定小規模食鳥処理業者に係るものに限る。)

二 第六条第一項の規定による変更の許可(第十六条第二項に規定する認定小規模食鳥処理業者に係るものに限る。)

三 第六条第三項の規定による軽微な変更の届出の受理(第十六条第二項に規定する認定小規模食鳥処理業者に係るものに限る。)

四 第七条第二項の規定による食鳥処理業者の地位の承継の届出(第十六条第二項に規定する認定小規模食鳥処理業者に係るものに限る。)

三 (略)

(一) (略)

五 第三十八条第二項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問

六 第三十八条第五項の規定による輸出証明書発行の取消し
五 (略)

第十三条 (農林水産事務所長への委任)
一 (略)

二 農業人材力強化総合支援事業実施要綱、新規就農者確保加速化対策実施要綱及び新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づく研修計画等の承認(準備型等のうち、県全域を対象とする)が認められた研修機関が行う研修を除く研修に限る。)

二の二 新規就農者育成総合対策実施要綱に基づく市町村経営発展支援事業計画、研修計画(就農準備資金のうち、県全域を対象とする)が認められた研修機関が行う研修に係るものを除く。)及びサポート体制構築事業実施計画(県全域を対象とする)が認められた研修機関が行う事業に係るものを除く。)の承認
二の三 一 (略)

二の九 水田麦・大豆産地生産性向上事業実施要綱に基づく事業実施計画の承認

二の十 スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業実施要領に基づく事業実施計画等の承認

二の十一 広島県有機農業産地づくり推進事業実施要領に基づく事業実施計画の承認

- 二の八 (略)
- 二の九 畑地化促進事業実施要領に基づく地域促進活動計画の承認
- 二の十 麦・大豆国産化プランの策定についてに基づく麦・大豆国産化プランの承認
- 二の十一 麦・大豆生産技術向上事業実施要領に基づく事業実施計画の承認
- 三及び四・五 (略)
- 五の二 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第三十七号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(畜産に関する事業に係るものを除く。その地区が二の農林水産事務所の所管区域にわたるものを除く。)
- (一) 第十九条第一項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請の受付
- (二) 第二十条第一項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定申請の受付
- (三) 第二十条第二項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出の受付
- (四) 第二十一条第一項の規定による特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請の受付
- (五) 第二十二条第一項の規定による特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定申請の受付
- (六) 第二十二条第二項の規定による特定環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出の受付
- (七) 第四十六条第一項の規定による実施状況の報告の受付
- 七 六 (略)
- (一) (略)
- (1) (5) (略)
- (6) 農産物生産供給体制強化事業費補助金
- (二) (六) (略)
- 八 十二 (略)

- 二の十二 (略)
- 三及び四・五 (略)
- 七 六 (略)
- (一) (略)
- (1) (5) (略)
- (二) (六) (略)
- 八 十二 (略)
- 十二の二 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和二年法律第七十九号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第三条第一項の規定による届出の受付及び同条第二項の規定による番号の通知
- (二) 第三条第三項の規定による変更の届出の受付
- (三) 第七条第一項及び第二項の規定による勧告及び同条第三項の規定による命令
- (四) 第八条第一項の規定による届出の受付
- (五) 第八条第二項の規定による変更の届出の受付

十三―三十八 (略)
三十九 (略)

(三) 第十六条第四項において準用する第十二条第二項及び第三項の規定による国定公園事業者たる地位の承継の協議又は承認

(四) 略

四十一―六十八 (略)

六十九 (略)

第十号(三)、第十二号(八)及び(九)、第十六号(三)及び(四)、第十七号(三)及び(四)、第二十四号(四)、(出)及び(出)、第二十七号(一)及び(五)、第二十八号の二(四)及び(五)、第二十九号(三)、(八)及び(出)、第三十五号(八)、(出)及び(出)、第三十七号(七)、(八)、(出)及び(出)、第三十九号(二)、(三)、(四)、(五)及び(五)並びに第四十九号(三)及び(四)

七十 (略)

(畜産事務所長への委任)

第十四条 (略)

一―十三 (略)

十四 (略)

(一) 広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱による補助金のうち、広島血統和牛増産事業費補助金に係るもの

十四の二―十六 (略)

十六の二 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(畜産に関する事業に係るものに限る、その地区が二の畜産事務所所管区域にわたるものを除く。)

(一) 第十九条第一項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請の受付

(二) 第二十条第一項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定申請の受付

(三) 第二十条第二項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出の受付

(四) 第二十一条第一項の規定による特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請の受付

(五) 第二十二条第一項の規定による特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定申請の受付

(六) 第二十二条第二項の規定による特定環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出の受付

(七) 第四十六条第一項の規定による実施状

(六) 第十二条の規定による報告の徴取及び立入検査

十三―三十八 (略)

三十九 (略)

(一) 略

(三) 第十六条第四項において準用する第十二条第一項から第三項までの規定による国定公園事業者たる地位の承継の協議又は承認

(四) 略

四十一―六十八 (略)

六十九 (略)

第十号(三)、第十二号(八)及び(九)、第十二号(二)号(三)、第十六号(三)及び(四)、第十七号(三)及び(四)、第二十四号(四)、(出)及び(出)、第二十七号(一)及び(五)、第二十八号の二(四)及び(五)、第二十九号(三)、(八)及び(出)、第三十五号(八)、(出)及び(出)、第三十七号(七)、(八)、(出)及び(出)、第三十九号(二)、(三)、(四)、(五)及び(五)並びに第四十九号(三)及び(四)

七十 (略)

(畜産事務所長への委任)

第十四条 (略)

一―十三 (略)

十四 (略)

(一) 略

十四の二―十六 (略)

況の報告の受付
十七・十八 (略)

(建設事務所長への委任)
第十六条 (略)

一―三 (略)

四 (略)

(一)―(七) (略)

(八) 第三十九条の九の規定による措置命令

(九) (略)

(十) 第七十二条の二第一項の規定による報告の徴収及び立入検査(知事が許可等をしたものに係るものを除く。)

(略)

(略)

五―百九 (略)

百十 (略)

第一号四及び五、第二号六、九及び十、

第四号(一)、八から十まで、(七)、(六)、(五)

から(四)まで及び(三)(道路法第四十条第二項、

第四十四条第四項、第四十八条第二項、同

条第四項、第七十一条第一項及び同条第二

項に係るものに限る。)、第七号九から十

まで及び(七)、第十四号(一)、(三)、(十)及び(四)

第十五号六、第二十六号五、(七)、(六)及び(五)

第三十四号(三)、(七)及び(八)、第四十号四、(七)

及び(六)、第四十六号(一)及び四から六まで、

第五十号(一)及び(五)、第五十二号五及び(七)、

第五十五号(七)、第五十六号(七)、第五十八号

六、第六十号(出)から(出)まで及び(七)、第六十

二号四、第六十三号四、第八十号(三)及び(四)

第八十五号(一)、(八)及び(九)、第八十六号六、

(十)、(七)、(五)、(三)、(六)及び(四)(命令に係

るものに限る。)、第八十七号(一)、第九十

六号(三)及び四並びに第百六号(一)、(五)及び(八)

百十一 (略)

(広島港湾振興事務所長への委任)

第十七条 (略)

一―二十六の三 (略)

二十七 航空法(昭和二十七年法律第二百三

十一号)第四十九条第一項の規定による進

入表面、転移表面又は水平表面の上に出る

物件の設置又は留置の承認申請の受付及び

水平表面の上に出る物件の設置又は留置の

承認

二十七の二 広島県広島ヘリポート条例(平

成二十三年広島県条例第二十八号)に基づ

く知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第六条ただし書の規定による重量制限

の許可

(二) 第八条の規定によるヘリコプターの停

留場所又はヘリコプターの旅客の乗降場

所若しくは貨物の積卸し場所の指示

(三) 第九条第四号の規定による給排油場所

の指示

十七・十八 (略)

(建設事務所長への委任)
第十六条 (略)

一―三 (略)

四 (略)

(一)―(七) (略)

(八) (略)

(略)

(略)

(略)

(略)

五―百九 (略)

百十 (略)

第一号四及び五、第二号六、九及び十、

第四号(一)、八から十まで、(七)、(六)、(五)

から(四)まで及び(三)(道路法第四十条第二項、

第四十四条第四項、第四十八条第二項、同

条第四項、第七十一条第一項及び同条第二

項に係るものに限る。)、第七号九から十

まで及び(七)、第十四号(一)、(三)、(十)及び(四)

第十五号六、第二十六号五、(七)、(六)及び(五)

第三十四号(三)、(七)及び(八)、第四十号四、(七)

及び(六)、第四十六号(一)及び四から六まで、

第五十号(一)及び(五)、第五十二号五及び(七)、

第五十五号(七)、第五十六号(七)、第五十八号

六、第六十号(出)から(出)まで及び(七)、第六十

二号四、第六十三号四、第八十号(三)及び(四)

第八十五号(一)、(八)及び(九)、第八十六号六、

(十)、(七)、(五)、(三)、(六)及び(四)(命令に係

るものに限る。)、第八十七号(一)、第九十

六号(三)及び四並びに第百六号(一)、(五)及び(八)

百十一 (略)

(広島港湾振興事務所長への委任)

第十七条 (略)

一―二十六の三 (略)

- 四 第十二条第二項の規定による車両の駐車、修理又は清掃の場所の指示
- 五 第十三条第三号の規定による可燃性の液体、ガスその他これらに類する物件の保管又は貯蔵の場所の指示
- 六 第十三条第五号の規定によるごみその他の物を捨てる場所の指示
- 七 第十三条第六号の規定による喫煙場所の指示
- 八 第十三条第七号の規定による禁止行為の標示
- 九 第十四条第一項の規定による構内営業の許可
- 十 第十四条第二項の規定による構内営業の休廃止の届出の受付
- 十一 第十五条の規定による工作物の設置、増築、改築若しくは用途変更又は除去の許可
- 十二 第十六条の規定による土地及び建物等の使用の許可
- 十三 第十七条の規定による原状回復の指示
- 十四 第十七条ただし書の規定による原状回復義務の免除
- 十五 第十八条の規定による許可の取消し若しくは許可の内容の変更又はその許可に係る使用の停止その他必要な措置の命令
- 十六 第十九条の規定による行為の中止又は退去若しくは原状回復その他必要な措置の命令
- 十七 第二十四条の規定による報告の徴取及び施設又は業務の状況の検査
- 十八 三 広島県広島ヘリポート条例施行規則（平成二十四年広島県規則第七十四号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- 一 第四条第二項の規定による重量制限外の使用許可
- 二 第八条第五項の規定による車両の駐車等ができる場所の掲示又は標示
- 三 第十条第三項の規定による構内営業譲渡等の許可
- 四 第十五条第一項の規定による原状回復の検査
- 二十七の四 広島県広島ヘリポート運用規程（平成二十四年広島県告示第八百六十一号）
- 第四条第一項の規定による無線電話不装備の承認
- 二十八 (略)
- 二十九 (略)
- 三十 第三号(二)、第七号(六)及び(八)、第九号の四(五)及び(六)、第十一号(二)、四、(十)のうち許可の取消し及び(七)、第十四号（広島県営さくら橋待合所広告物掲出規則第十条第一項及び第十二条第一項の規定による処分に限る。）
- 三十一 第二十四号四、第二十七号の二(七)、(七)及

- 二十七 (略)
- 二十八 (略)
- 二十九 第三号(二)、第七号(六)及び(八)、第九号の四(五)及び(六)、第十一号(二)、四、(十)のうち許可の取消し及び(七)、第十四号（広島県営さくら橋待合所広告物掲出規則第十条第一項及び第十二条第一項の規定による処分に限る。）
- 三十 第二十四号四

第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(建設事務所長への委任) 第十六条 (略) 一―五十九 (略)</p> <p>六十 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二条の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (一)―(五) (略) 六十一―百十一 (略)</p>	<p>(建設事務所長への委任) 第十六条 (略) 一―五十九 (略)</p> <p>六十 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (一)―(五) (略) 六十一―百十一 (略)</p>

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 令和五年四月一日
- 二 第二条の規定 令和五年五月二十六日